

<行事保険>お申込みの団体の方へ

お申込みの方は、加入申し込み前に、必ず以下の内容のご確認をお願いします

- 書類提出前に、対象活動の要件、行事の区分のほか、記載漏れがないかなど、下記のチェックリストに基づき、必ずご確認ください。
- 区市町村社会福祉協議会ボランティア・センター等の窓口では、法令により「加入対象の確認」「補償内容等のご案内」等パンフレットに記載されていること以外は、ご説明できません。保険の内容についてご不明点がある場合は、必ずご提出の前に、**東京福祉企画**または**三井住友海上火災保険(株)**までお問い合わせください。

【保険内容や加入対象要件等のお問い合わせ先】

- ◆東京福祉企画（☎03-3268-0910）
- ◆三井住友海上火災保険(株)（☎03-3259-7593）

保険申込み前のチェックリスト

- パンフレット表紙の加入できる団体であることを確認しました。
- 行事参加者が確定しています。※確定していない場合は、申込できません。
- 行事参加者全員（行事のスタッフ含む）が加入しています。
※行事参加者の一部（行事のスタッフのみ・ボランティアのみ等）の加入はできません。
- 申込前に参加者全員の名簿（氏名・住所・電話番号の記載が必須）を準備しました。
※一日・宿泊共に名簿の作成は必須です。宿泊行事は、名簿の添付が必要です。
- 行事区分（2 ページ参照）に間違いがないか確認しました。
- 申込用紙の記入必須項目（加入申込票（兼）団体登録票の太枠）すべてに記入しました。
- 記載している行事は一か月単位です。
※行事申込の上限は一か月です。月をまたいでの申し込みはできません。
（例：1月行事と2月行事お申し込みの場合には、申込用紙が2枚必要）
- 保険料（該当行事区分の保険料×人数分）に間違いがないか確認しました。

※保険申込完了後に、日程の変更が生じた場合は、すみやかに、上記の東京福祉企画（☎03-3268-0910）にご連絡ください。

本保険は、福祉活動やボランティア活動・市民活動の推進を図ることを目的とした、活動中の事故の補償を補うための団体保険です。団体保険の性質上、窓口への来所によるお手続きとなるなど、ご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

<行事保険申込後のQ A>

行事保険は、原則、人数が確定してからのお申し込みとなります。
想定外に増減が発生した場合のみ、下記のお手続きをお願いいたします。

お申し込み人数が増加する場合

行事開催初日の前日までに「〇月〇日受付分追加」と明記のうえ、当初の加入手続き時の加入申込者証のコピーを添付して、お近くの窓口で再度手続きを進めてください。

※追加で申し込まれていない場合、補償ができない可能性があります。

お申し込み人数が減少する場合

参加人数が 5 名以上であり、減少分の保険料の返金を希望する場合は、行事開催初日の前日までに、加入申込者証下段の返金の欄に、「減少〇人」と記入し、東京都社会福祉協議会に F A X (03-3268-2148) してください。(送金手数料を差し引いた額を返金いたします。)

※5名からの申し込みのため、参加人数が5名を下回る分の返金はできません。

延期・順延の場合

荒天による延期・順延の場合は開催日から1週間以内に、お手持ちの加入申込者証の日付を訂正し、東京福祉企画に FAX (03-3268-8832) してください。

中止の場合

開催予定日から1週間以内に、加入申込者証下段の返金の欄に必要事項を記入し、東京都社会福祉協議会へ FAX (03-3268-2148) してください。

なお、荒天以外の理由の返金は、原則送金手数料を差し引いた額の返金となります。